

北区マンションセミナー

テーマ 「区分所有法大幅改正
マンション管理規約の変更は？」



令和8年4月1日から区分所有法が大幅改正となります。
マンション管理規約をどのように改正するのか？

- ・区分所有者の責任の明確化
- ・国内管理人の選任
- ・所在等不明の管理
- ・総会の成立および議決

現状と課題は？
「必聞一得あり」
一緒に学びましょう！！

令和8年3月29日(日)14:00 (開場13:30)

場所: 北区立東田端地域振興室 2階会議室(北区東田端1-12-14)

JR田端駅北口徒歩5分 電話 03-3800-6772

講師: (社) 東京都マンション管理士会 マンション管理士 柏木英樹氏

主催:NPO 法人北区マンション管理組合ネットワーク (略称北管ネット)

後援:北区まちづくり部 住宅課

参加費用:無料(先着40名 * 新会員・マンション居住者以外でも歓迎)

申込先:電話 03-3893-9792 FAX 03-3893-9793 (担当小川 力洋)

メール:kitakannet@aol.com HP: <http://www.kitakan.in/>